

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和3年4月12日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和2年7月10日
	訪問調査日	令和3年2月9日
	評価結果の確定日	令和3年4月3日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設嶺南荘	種別	母子生活支援施設
事業所代表者名	施設長 藤岡 真也	開設年月日	昭和18年4月1日
設置主体	社会福祉法人 呉同済義会	定員	10世帯 入所世帯数 7世帯(20人)
所在地	〒737-0072 広島県呉市東畑2丁目2-18		
電話番号	0823-21-3197	FAX番号	0823-21-3308
ホームページアドレス	http://kure-dousai.jp/index.php		

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	毎月：避難訓練, おはなし会, 書道教室, 卓球, おやつ会
・母子生活支援施設・児童養護施設	花見の会・進学進級祝い(4月)運動会・健康診断(5月)
・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム	総合消防訓練・ロゴス腹話術(6月)七夕まつり(7月)盆法要・映画会(8月)
○第二種社会福祉事業	お月見会・ファミリーBBQ(9月)親子ふれあい行事・健康診断(10月)
・保育所	子ども社会見学(11月)クリスマス会・もちつき会(12月)
・老人デイサービス事業・老人短期入所事業・老人居宅介護事業	七草がゆ・新年親睦会(1月)節分(2月)卓球大会(3月)
・老人介護支援センター・特定施設入居者生活介護・グループホーム	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 22室	○学習室 1か所 ○相談室 1か所
・冷暖房 ・浴室, 脱衣所 ・独立洗面台	○集会室 1か所 ○事務室 1か所
・トイレ ・洗濯置場 ・下駄箱	○トイレ 1か所 ○宿直室 1か所
・キッチン ・ベランダ	○静養室 1か所
○短期利用居室 2室	
(2-104・2-301)	

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
母子支援員	3人(2人)	宿直専門員	1人(0人)
少年指導員	2人(2人)		人(人)
調理員	1人(0人)		人(人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人呉同済義会は、「困っておられる方のお世話をさせて戴く」を理念に、「笑顔と挨拶、優しい言葉かけ」を行動目標に地域の福祉ニーズに対応されています。母子生活支援施設嶺南荘は、昭和18年に「嶺南荘母子寮」として事業を開始し、平成10年に現在の名称に変更されています。建物は、居住棟を2寮、事務室、学習室、集会室等を1寮として運営されていましたが、隣接の法人が運営する保育所がホール増築の改修工事を行うため、母子生活支援施設の全ての運営を2寮棟に移されています。

保育所合同の行事開催や、運動場やプレイルームを活用した地域交流など、様々な人との交流機会が設けられていました。

人事関係や運営面については、運営主体の法人で課題解決に向けて取り組み、円滑な施設運営ができるように組織全体で体制を整えられています。また、法人の行動目標でもある「笑顔と挨拶・やさしい言葉かけ」を日々の支援で実践できるよう、職員全体で取り組む努力をされていました。

前回の第三者評価で、ボランティア受け入れや虐待防止に関するマニュアル整備について課題として挙がっていましたが、受審後にマニュアルを策定し、効果的に業務改善を進め課題を達成されていました。

◎特に評価の高い点

(1)地域交流親子運動会や卓球大会、地域清掃活動などを通して、母子が地域と関わる場を意図的に作られています。自治会の会合への参加や、民生委員児童委員等と連携を図るなど、協力体制の構築に努められていることが窺えました。また、子どもたちの学習支援やおはなし会の講師など、ボランティアの導入を積極的に行われています。ボランティアの受け入れに関する考え方をマニュアル化し、よりよい交流のために、嶺南荘側の姿勢や受け入れ体制を明確にされていました。(管理運営編_2(5)No.16地域との関係)

(2)母子の満足度を把握する目的として、年2・3回、アンケート調査を実施されており、得られた意見や要望は、職員全体で共有されています。また、得た意見や要望の回答を全世帯に文書で説明されており、施設全体の課題として取り組んでいることが窺えました。(管理運営編_3(1)No.21母親と子どもの満足の向上)

(3)母子の支援は担当制で行われていますが、日々の状況については全職員で共有されていました。担当職員が不在であっても、必要な支援ができるような体制づくりが行われており、母子の安心・安全な生活を提供されています。(サービス編_2(5)No.16相談援助体制)

(4)子どもが暴力や不適応行動など、微細なサインを見逃さないように、日常の様子が細やかに記録されており、職員間で共有されています。また、母親からの情報を得るなど、日々、情報収集にも努め、何か問題が生じれば、すぐに職員間で話し合い迅速に対応されていました。(サービス編_3(1)No.25問題行動を持つ子どもへの対応)

◎特に改善を求められる点

(1)他施設への転所にあたっては、入所者個々の生活の継続性に配慮した引継が行われていますが、様式等は特に定めておられません。今後は、引継までの経過や結果を職員と共有するための手段の一つとして、引継ぎ手順を明確化させるとともに、統一された書式の策定検討を提案します。(管理運営編_3(3)No.32養育・支援の継続性への配慮)

(2)各種マニュアルは整備されていましたが、なぜ改訂したのか見直しの経過記録が確認できませんでした。援助が普遍的でさらに質の高いものとなるためにも、今後は、どのような改訂を重ねてきたのか経過を記録しておくなど、職員間で経緯の把握と共有できる仕組みをつくっていかれることを提案します。(管理運営編_3(2)No.26標準的な実施方法の確立)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度第三者評価を受審したことによって、施設の管理運営・支援内容について客観的に見つけ直すことが出来ました。

改善点に挙げられたマニュアルの作成を話し合いのもと作成し、利用者にとって一貫性のある運営・支援を行ってまいります。

利用者とのコミュニケーションは、個別面談に限らず、常に職員一同心掛けてその都度対応していくように日頃から研修を通してスキル向上に努めます。

今回の受審結果を日々の業務に生かし、母子生活支援施設としての役割を職員一同、より一層の支援に努めてまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設，母子生活支援施設，乳児院，児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	法人としての経営理念が確立されており，ホームページやパンフレット，広報誌等に明示されています。それらをもとに，施設の運営方針を具体的に定めておられます。法人内の部門別研修で理念について振り返りの機会を設け，理念の周知と浸透に努めておられます。理念を事務所内に掲示し，日々の支援の中で職員が意識できるように取り組まれています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO. 3-4	事業所としての3か年の管理・運営計画を策定されています。3か年計画の中で，施設の職員体制，施設整備・設備の修繕及び更新予定を明確にされています。事業計画の策定にあたっては，年度ごとに重点的取り組み事項を決めておられます。さらに，日頃から母子の意見を把握し，それらを行事計画等に具体的に反映されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	施設長は，法令遵守や業務の効率化を周知するために，全国や県の母子生活支援施設協議会の会議や研修会に積極的に参加し，視野を広げる努力をされています。日頃から職員と意見交換，情報共有を図り，福祉サービスの質の向上や業務の効率化，改善につなげるよう取り組まれています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	種別協議会への参加や関係機関との情報共有により，事業経営をとりまく環境を把握されています。日頃から地域と関わりを持たれており，地域の特徴や変化，ニーズを把握されています。定期的に経営状況を分析し，改善すべき課題の発見と対応に努めておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	職員一人ひとりの業務達成目標の設定と達成状況の把握が行われ，職員体制や人材確保に関する方針が明確になっています。定年退職した元職員をソーシャルワーカーとして配置し，職員育成に取り組むとともに，不安や悩みの軽減など，職員のバックアップ体制を確立されています。施設外研修の案内等を職員にも知らせ，希望があれば受講できる体制を整えられています。 また，社会福祉士や保育士をめざす実習生の受け入れを積極的に行われています。
	(3)安全管理 自己評価：NO. 13	母子の安全確保と緊急時に的確に対応するための手順，連絡網等の体制が整備されています。また，事故防止や安全確保に関する研修に積極的に参加されています。 ◎今後は，施設内外の危険場所を口頭で共有するだけでなく，点検表やチェックリストの活用などで，職員の共通認識を図り，日々の点検の中で漏れをなくすための対策に取り組まれることを提案します。
	(4)設備環境 自己評価：NO. 14-15	建物は，居住棟を2寮，事務室，学習室，集会室等を1寮として運営されていましたが，隣接する保育所のホール増築の改修工事を行うため，母子生活支援施設の全ての運営を2寮棟に移されています。 学習室，保育室等を整備し，子どもが生活しやすい環境が整えられています。隣接する保育所の運動場を利用して，行事を実施することもあります。

2 組織の運営管理	(5)地域との連携 自己評価：NO. 16	地域交流親子運動会や卓球大会，地域清掃活動などを通して，母子が地域と関わる場を意図的に作られています。自治会や民生委員・児童委員等の会合にも積極的に参加し，協力体制の構築に努められています。ボランティアの受け入れに関するマニュアルを整備し，子どもたちの学習支援やおはなし会などのボランティアの導入を積極的に行われています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	制度に関する各種研修会や種別協議会，市施設連絡協議会等の会議に積極的に参加し，意見交換や協議を通して施設運営についての検討を重ねておられます。財務諸表は，法人広報誌やホームページ等で公開されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1) (母親) 子ども本位の養育・支援 自己評価：NO. 19-24	母親や子どもを尊重した関わりやプライバシー保護について，マニュアルを整備するとともに，職員に周知徹底されています。ケース記録等は鍵のかかる書庫に保管し，他者の目に触れないように配慮されています。事務所前に意見箱を設置し，日常的に入所者の気持ちを汲み取れるよう努力されています。苦情解決責任者や受付担当者，第三者委員の設置により，苦情解決の体制を整備するとともに，受付窓口の詳細は各世帯に配布されています。母子の満足度を把握する目的としてアンケート調査を実施されています。また，得た意見や要望の回答は，全世帯に文書で説明されており，職員全員が問題意識を持ち取り組まれています。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	自己評価を毎年実施し，課題や体制整備が必要な項目があれば，改善に向けて検討されています。養育・支援内容に関する各種マニュアルを整備し，必要に応じて見直し・改訂されています。入所者の記録は，鍵のかかるロッカーに保管し，鍵の管理も慎重に行われています。 ◎各種マニュアルは，必要に応じて見直しされていますが，変更点を明確にされていませんでした。今後は，どのような改訂を重ねてきたのか経過を記録しておくなど，職員間で経緯の把握と共有できる仕組みをつくっていかれることを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価：NO. 29-32	パンフレットやホームページ，年3回発行の施設だよりで必要な情報を分かりやすく情報提供されています。また，入所時に「入所者の施設等利用要項」を配布し，施設での生活について母子に説明されています。退所時には，必要な手続きについて具体的に示した文書を作成し，説明されています。また，退所後も関係機関と連携した支援に取り組むなど，入所者の生活の継続性に配慮されています。 ◎他施設への利用変更にあたっては，入所者個々の生活の継続性に配慮した引継が行われていますが，様式等は特に定めておられません。今後は，引継までの経過や結果を職員と共有するための手段の一つとして，引継ぎ手順を明確化させるとともに，統一された書式の策定検討を提案します。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：母子生活支援施設

1 施設の 環境 整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	居室はアパート形式になっており、ユニット式のトイレと風呂、家電製品が完備されています。また、事務所や当直室に通じる内線電話が設置されています。施設は、居室や保育・遊戯室、学習室の他、同法人が運営する保育所が隣接しており、保育所の運動場を利用した行事も実施されています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	毎月、避難訓練を実施し、母子と一緒に避難経路を確認されています。不審者の侵入防止策として防犯カメラが設置され、不審者の侵入等における対応マニュアルが整備されています。また、いざという場合に備えて、緊急通報先は最寄りの警察署の番号を掲示されています。
2 日常生活 の中での 支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は統一した様式が整備されており、目標の設定、取り組み方法、モニタリングを的確に実施されています。6か月1回の評価・見直しを行い、入所者の状況の変化等がある場合は適宜見直しが行われています。また、母親と子どもから直接意見を聞き、必要に応じて関係機関等の意見を反映させて策定されています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-9	入所者の状況に応じて、健康面や衛生面などの情報を適切に伝えられています。時には、職員と一緒に居室の掃除をしたりして、生活技術を習得できるよう支援されています。日頃から、子どもの様子を観察し、洗面や歯磨きなどの基本的な生活習慣を身につけるよう働きかけておられます。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.10-13	施設での生活、約束事を「利用要項」を活用して、母子に分かりやすく説明されています。日常的に異年齢の子どもの交流があったり、行事など他の母親や子ども同士の関わりの中で、入所者が協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけられています。性に対する正しい理解を得るため、職員自身が外部の研修会に参加し、個々のケースに応じて対応されています。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.14-15	学校と連絡・連携を密に行い、一人ひとりの学力を把握されています。学習室や空居室を活用し、子どもの学力に応じて個別学習を支援する等、学習環境の整備に努められています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策によって学校が休業した際は、毎日、午前・午後に分けて学習会を実施されていました。学級懇談会には、必要に応じて母親と一緒に職員も参加し、適宜、相談に応じ必要な情報提供ができるように体制を整えておられます。
	(5)母親に対する支援 自己評価：NO.16-19	職員は日頃から母親と積極的にコミュニケーションを図り、小さな変化も見逃さないように注意されています。母子の支援は担当制で行われていますが、日々の状況については全職員で共有されています。担当職員が不在であっても、必要な支援ができるような体制づくりが行われており、母子の安心・安全な生活を提供されています。母親の就労活動等の支援として、必要に応じて子どもの保育所への送迎や病児保育が行われています。また、ハローワークへの同行や資格習得のための情報提供など、就労による自立を支援されています。
	(6)その他の支援 自己評価：NO.20	法人が運営する他施設の常勤心理士と連携を図り、必要に応じてカウンセリングを実施されています。また、日常場面では、心理士以外の職員も心理的ケアに対応できるように心理支援プログラムに関するマニュアルを整備し、心理的支援の質の維持・向上に取り組まれています。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 21-24	就業規則に虐待の禁止を明記し、全職員に周知徹底されています。子どもの日頃の様子を丁寧に観察するとともに、必要に応じて居室点検を実施し、虐待の防止に努められています。虐待の発生や疑いのある場合は、児童相談所等に通報し、連携して対応されています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 25-26	子どものサインを見逃さないように、日常の様子を細かく記録し、職員間で共有されています。また、母親からの情報収集にも努め、何か問題が生じれば、すぐに職員間で話し合い迅速に対応されています。施設内の児童間暴力等に対しても、常に職員間で協議を行い職員全員で対応できる体制をとっています。対応困難な場合には、協議のうえ、関係機関へ相談されています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 27	食中毒・感染症に関するマニュアルを整備されています。今年度は、新たに新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルを策定し、職員全体で共通した対応が適切に行えるように周知徹底されています。
	(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 28-31	夫等との関係調整については、行政と連絡調整を行いながら、今後の支援方針を職員全体で協議されています。母子の心情に寄り添い、まずは安心・安全な場所であることを認識してもらえようような声かけや支援に努められています。施設は、行政から委託を受け、緊急的に一時保護を必要とする母子を受け入れたりする、短期入所生活援助事業・夜間養護等事業を実施されています。
4 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 32	施設長を中心に、チーム支援の体制を整えられています。基幹的職員として、主任母子支援員を配置する他、ソーシャルワーカーによる相談ができる体制があり、日常的なスーパーバイズを行うことで、職員の専門性の向上、組織力の向上において効果的に機能しています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 33	施設で実施する卓球大会や親子運動会、夕涼み星空映画会は、地域住民との交流の場にもなっており、地域福祉の拠点となるよう取り組まれています。また、地域の清掃活動に参加し、施設の理解と協力を得るための活動を積極的に行っておられます。
5 本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価：NO. 34	退所に伴い、必要な手続きや支援できる内容を書面化し、入所者に説明されています。退所後も相談支援を行い、継続した支援が提供できるように努められています。必要に応じて、退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母子が適切な支援を受けられるよう取り組まれています。また、退所後も母子からの相談に対応するなど、アフターケアに力を注いでおられます。 ◎退所後の支援が効果的に行われるよう、予め退所前後の支援方針を明文化されてみてはいかがでしょうか。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編－社会的養護施設－）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

(3)安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	B	B	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	--	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、母親と子どもや家族に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

3 適切な養育・支援の実施**(1)母親と子ども本位の福祉サービス**

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重した養育・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	B	B	○
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	A	

(3)養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	○

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：母子生活支援施設）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定、家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓、生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	A	

(4) 学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(5)母親に対する支援					
16	相談援助体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	
20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して心理的な支援を行っていますか。	A	A	

3. 安心な生活

(1)虐待の防止

21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待の防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援していますか。	A	A	
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	

(2)問題行動への対応

25	問題行動を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	

(3)衛生管理

27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
----	-----------	-------------------------------------	---	---	--

(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

4. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	--	---	---	--

(2) 地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

5. 母親と子ども本位の支援

(1) 支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	B	B	
----	---------------	--	---	---	--